

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外6名

被告 山口県知事 村岡 嗣政

準備書面5

2025（令和7）年5月21日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳



原告は、本書面において、被告第7準備書面に対し以下のとおり反論する。

1 招待者について

被告は、村岡知事と弘田部長が山口県の遺族援護業務等で連携・支援・協力関係にある山口県遺族連盟からの案内（甲1）であったから、これに応じて例大祭に参加した旨を主張している。

しかし、招待状（甲1）には山口県遺族連盟以外の三団体、山口県護国神社、山口県護国神社崇敬奉賛会、英霊にこたえる会が記載されており、これらの団体からの招待でもあることは明らかであるところ、被告はこれらの団体からの招待に応じたことについて合理的理由を何ら明らかにしていない。招待状において、山口県護国神社は最初に記載され、これのみが代表者である宮司名が付記されていること、招待されている行事は例大祭という同神社の重要な宗教儀式であること、会場も同神社境内であることからすれば、同神社が招待する4団体の内で代表的立場にあることは明らかである。

したがって、案内状の形式や招待されている行事の内容及び場所からすれば、村岡知事らが山口県遺族連盟のみの招待によって、行事に参加したとは到底いえない。

2 宗教施設における参拝は社会的儀礼とは言えないこと

(1) 被告は、「参加した行事の方式に従って、対応するのが社会的儀礼として当然である」(被告第7準備書面の1②)と主張する。しかし、先に述べたとおり、招待状には山口県護国神社が筆頭で宮司を代表者として記載されており、山口県護国神社という宗教施設において行われる例大祭という宗教儀式に参加して、「ご参拝下さいますようお願い申し上げます」と明記されていることからすると、山口県遺族連盟が名を連ねているからといって、この招待に応じて行事に参加すること自体が社会的儀礼とは到底言えないから、参加したうえで行事の方式に従って対応するのが社会的儀礼であるとはいえない。そして、村岡知事がこのような招待に応じ、実際に宗教施設に赴いて、宗教団体の挙行する例大祭に参加して神式に則った参拝を行っておきながら、これに全く宗教的意義がなかったと認識していたとは到底評価できない。山口県護国神社が筆頭者として記載されている招待状の招待を受けて、宗教施設における宗教儀式に参加して参拝を行うことは、例えば県庁職員の葬儀が個人あるいは遺族の信教に基づいて特定宗教で行われる場合に、それに参列して、当該特定宗教の形式に従って対応することとは別次元の問題である。

(2) また、被告は、防府天満宮御誕辰祭における玉串拝礼は、政教分離原則違反としてこれを為していないのであるから(甲17号)、当然、本件参拝における玉串拝礼が政教分離原則違反であるとの認識があったことは疑いようがない。

(3) したがって、村岡知事が山口県護国神社において行われた例大祭に参列して、参拝を行ったことが社会的儀礼とはいえない。

3 護国神社と靖国神社の関係について

- (1) 被告は、靖国神社と護国神社が宗教法人法上包括関係になく、また、祀っている祭神も異なると主張している。しかし、靖国神社と山口県護国神社は起源を同じくし、主たる祭神も共通であり、現在も協力・連携にある。
- (2) 原告準備書面4で述べたとおり、靖国神社も護国神社も近代天皇制国家のための戦没者を祀る神社であり、いずれも起源は、天皇のために死んだ人を顕彰し祀る招魂社であった。それ故に帝国政府下において先ずは靖国神社が、次いで戦争遂行がより困難になるに合わせて護国神社が官幣社となり、帝国政府に特別に優遇された宗教施設となった。このことは、戦時下にあった帝国政府にとって、靖国神社と護国神社は共に戦争遂行に利するものと見なされていたことを意味すると同時に、いずれも天皇支配体制、軍国主義体制をより強固とするために、天皇崇敬体制を浸透させ、人々をして戦争遂行をより推し進めるための宗教施設であったことということである。
- (3) 被告第7準備書面は、靖国神社と護国神社の祭神について、「決して重なる関係にないことが、銘記されるべきである。」と主張し、両者が重なっていないことを強調する。

ア しかし、靖国神社と護国神社の主たる祭神は、いずれもがアジア・太平洋戦争期における戦没者である。山口県護国神社は、社殿が竣工し、内務大臣により山口県護国神社の指定をうけた1941（昭和16）年に、靖国神社の祭神になった山口県出身者を祀る鎮座祭を行っているのであるから、祭神が共通している（甲29）。そして、靖国神社が刊行している『故郷の護国神社と靖国神社』にも大原康男國學院大学教授が次のように記している（甲30、下線は原告代理人）。

記

一方、靖国神社とも関係の深い護国神社は、幕末から明治初年にかけて主として各藩が藩出身の殉難者や戦没者を祀るために設けた地方招魂社が起源である。廃藩置県の後には政府が官費

で維持・管理することになり、祭祀料・修繕料が国から支給され、招魂社明細帳が作られ、受持神官を置いて祭祀その他一切の業務を取り扱わせた。

また、地方招魂社のご祭神には戦没者だけでなく、平時の戦没者も含まれていて区々であったため、当該地方出身の靖国神社のご祭神と共通するようにするなど、祭神合祀の条件の統一も暫時整備されていたが、制度が全面的に整えられたのはかなり遅く、昭和十四年（1939）の護国神社制度の発足を待たねばならなかった。

以上

イ 被告は、被告第7準備書面の4項において、甲21に「二社に共通し、他の神社にはない特色を持っている」旨の記述がないと主張しているが、甲21の33頁には下記のように記載されている。
記

一四、そういたしますと、管轄的には靖国神社と護国神社とはそれぞれ別個のものであったけれども、祭神として共通をした祭神をおまつりするというふうな神社であるというふうなことですかね。

そのとおりです。

一五、先生の意見書の中にも中央の靖国神社、地方の護国神社ということで、そういうふうな位置づけがなされておりますが、そのようなものなんでしょうか。

祭神、それからもう一つ、祭祀の形態ですね。祭祀儀礼の形態。この二つが護国神社と靖国神社に共通しており、それからほかの神社にはない特色を持っているという点で、中央と地方という関係でとらえてもよろしいと思います。

以上

ウ 確かに護国神社においては、靖国神社が祭神としていない郷土出身者も祭神として祀っているが、それはそれぞれが祭神とする判断基準を持つからである。しかしそれは表面的な違いであり、根本においては以下の点で共通している。

(ア) 第一の共通点は、本人の意思とは無関係に、神社側の一方的な価値観で祭神とされ祀られているという点である。靖国神社のいう「国事に殉ぜられた人々」（乙22号）、護国神社のいう「国家公共につくした人」（乙1号）もそのことを意味している。ここでいう「国事に殉」じたか「国家公共につくした」か否かの判断は、故人にもその遺族にもなく神社側の一方的な判断によってなされる。

他宗教においては、死者を追悼する場合、本人、あるいはその遺族の信教を含む意思が前提とされるのが常である。何故ならば、宗教とは必ず世界観や歴史観を伴うのであって、特定宗教が故人を追悼する場合、自ずと特定の世界観や歴史観に故人を組み込むこととなるのであり、場合によっては、故人やその遺族の内心の自由を侵害することになるからである。

しかるに、靖国神社と護国神社は何れも、そうした個人の内心への配慮を欠いた一方的な合祀を是としている特異性を共有しているのである。この事は、幾つもの合祀取下を求める裁判提起が繰り返されていることが表している。こうした裁判を提起されている宗教団体は靖国神社と護国神社のみである。

(イ) 第二の共通点は、いずれもその判断基準の根本に置いているものが天皇崇敬体制であるという点である。被告第7準備書面の3項で挙げられている幾多の戦争における死者にしても、賊軍とみなされたものは祭神とされていない。

(4) 被告は、靖国神社と護国神社が、本社・分社の関係にはないことや、宗教法人法による包括・被包括関係にないことから、あたかも近似性もないかのように主張している。しかし、そのような関係がないことが両者に近似性がないことを証することにはならないし、

先に述べたとおり、被告の主張する祭神の違いについても事実と異なる。

なお、原告は、靖国神社と護国神社に「同一性」及び「上下関係」があるとまでは主張していない。上述したとおり、靖国神社と護国神社は、「中央と地方という関係」にあり、~~や~~両者に宗教的近似性がある、現在も協力・連携関係にあることは、下記のとおり、大原康男が簡潔に記している（甲 30、下線は原告代理人）。

記

最後に靖国神社と護国神社の関係について一言補足しておきたい。すでに詳しく論述してきたように、全国各地にある護国神社は、東京招魂社を前身とする靖国神社とは別個に、主として各地方の藩などが創建した地方招魂社を起源としている。したがって、靖国神社と護国神社はいわゆる本社・分社の関係にあるのではない。この点もよく誤解されている。分社は本社（例えば、八幡宮ならば宇佐神宮、稲荷神社ならば伏見稲荷大社）からご分霊を勧請（かんじょう）して奉祀した神社を指すからである。

他の事例を挙げるとすれば、別々に同じご祭神を奉祀して創建された大阪の住吉大社と下関の住吉神社の关系到類するもので、本社・分社の関係になくとも、ご祭神を同じくする神社同士が緊密な関係を持つのは当然のことである。護国神社は「全国護国神社会」を結成し、靖国神社と常に連携・協力しながら、「英霊祭祀」を日夜厳修し、戦没者の慰霊・顕彰のための諸活動をしている。

以上

- （５）以上のとおり、靖国神社と護国神社は、組織的には別であるが、起源を同じくし、主たる祭神も共通であり、現在も協力・連携にあつて教義的には極めて近似性が高い。

4 英霊について

(1) 被告は、「英霊」という語について議論することは宗教学的論議であり、本件のような政教分離に関する争訟においては宗教学的見解に深入りすべきではないと主張する。しかし、本件において、「英霊」という語が特定宗教に根ざした用語といえるか否かは、村岡知事による本件参拝と挨拶が宗教的意義を有するか否か、村岡知事がどのような意図・目的をもって本件参拝及び挨拶を行ったか、そしてこれらの行為の効果という、本件参拝と挨拶が政教分離原則に反するか否かの判断において必要なものである。

(2) ここでは以下、改めて「英霊」との用語が特定宗教に根ざした用語であり、この用語を山口県知事という山口県を統轄し、代表する立場にある村岡知事が、公務で出席した挨拶の中で用いることが政教分離原則違反となることを述べる。

ア 被告は、被告第7準備書面において、原告が引用した村上重良の「戦没者の霊は、忠霊とよばれてきたが、日露戦争を境に、より個性のうすい抽象的な英霊というようなよびかたが一般化するようになった」との部分から、「英霊」という語が一般的用語であることの根拠のように解釈しているようである。しかし、被告自身も引用しているとおり村上の記述は、日露戦争時のこと、すなわち天皇崇敬体制下、国家神道体制下のことであり、これを現代に適用するのは時代錯誤であり失当である。

イ また、被告は、辞書の説明や「英霊」という語が他県の知事等により使用されていること等をもって、「英霊」との語は靖國神社の信仰の対象である祭神を指す用語ではなく、一般的に汎用される言葉であると社会的に受け止められていると主張するようである（被告第7準備書面の5項、6～7頁）。

しかし、辞書に掲載されている説明をもって、特定の宗教的用語ではないとはいえないし、「英霊」との語が特定宗教に基づくものであることは、過去の裁判例においても認定されている（神戸地裁平成13年7月18日判決）。そして、このような特定宗教に根ざした用語を、公的場面において使用することは、憲法の規

定する政教分離原則ないし思想信条の自由に反するものであり、単に辞書に記載されているとか、他の知事が使用したとの事情をもって、宗教的意義が消失するものではない。

以上